

片瀬山の土地、建物にかかわる「申し合わせ」について

私たち片瀬山 1～5 丁目自治会で構成する片瀬山自治会連絡会では、現在の良好な片瀬山の住環境を維持するために、土地・建物に関しての基準を定め、土地の細分化などによる住宅の密集化や災害の際の被害の拡大等の環境破壊の防止を目的として、平成 14 年 10 月に当自治会員の大多数の賛同により次の申し合わせ事項を取り決め、住環境委員会を設置してこの運動を継続しております。

『片瀬山自治会連絡会』土地・建物にかかわる申し合わせ事項

1. 建物は一区画の敷地に専用住宅（親族の二世帯住宅を含む）1 棟とする。
2. 一区画の敷地面積は 165㎡ (50 坪) 以上とし、これ未満の分割は原則として行わない。ただし、区画の分割が相続によって生じ、引き続き相続人が所有する場合はこの限りではない。

なお、この申し合わせ事項は、将来に向かっての指針を示すもので、既存の土地・建物等の改善を求めるものではありません。

平成 14 年 10 月 片瀬山自治会連絡会

「建築協定」は主に建物について制限を設けるものであり、「申し合わせ」は宅地の分割を制限しようとするものです。従って建築協定に合意している方も合意していない方も、すべての方がこの「申し合わせ」の当事者となるものです。